

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

☆申請期限が迫っています。

お急ぎください☆

※申請期限は平成26年9月30日(火)までです。期限までに申請を行わなかった場合は、給付金を受け取ることができなくなります。

### ◆臨時福祉給付金

【支給対象者】平成26年度町県民税(均等割)が課税されない方

※課税されている方の扶養親族、または生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合等は対象外

### 【支給額】

対象者1人につき1万円  
※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を受給されている方は、5千円を加算

### ◆子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者

※平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額を超える方は対象外

### 【対象児童】

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

※平成26年1月1日に生まれた児童については平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となってい

れば対象

※臨時福祉給付金の対象者および生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合等は対象外

【支給額】対象児童1人につき1万円

### ■共通事項

【申請先】健康福祉課

※平成26年1月1日時点で住民票がある市区町村

### 【申請期間】

平成26年7月1日(火)から平成26年9月30日(火)

○受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

※臨時福祉給付金の支給対象の方は、子育て世帯臨時特例給付金を受け取ることはできません。

○給付対象者の審査には、町県民税の申告が必要となる場合があります。

お問い合わせ

健康福祉課 ☎45・3111



## 特別児童扶養手当に障がいのある子どもを養育している方に

特別児童扶養手当は、法令に定める知的・精神または身体に障がいがある20歳未満の子どもを養育されている父母などに支給されます。

手当額は1級と2級に区分されており、それぞれ月額49,900円と33,230円です。(平成26年8月現在)

なお前年の所得が一定金額以上の場合、児童が施設に入所されている場合、児童が法に定める公的年金を受給しているときなど支給の制限があります。

お問い合わせ 健康福祉課 福祉政策係 ☎45・3111(内線153)

## 公立保育園の保育士を募集します! (臨時職員)

〈保育園の保育士〉

勤務先 西保育園

(更新後は町内公立保育園のいずれか)

勤務時間 基本 午前8時30分～午後5時15分

資格 保育士免許を有する者

時給 1,065円～1,115円

雇用期間 採用日～平成27年3月31日

(更新の可能性あり)

募集人員 2名

選考方法 履歴書及び保育士証の写しを提出、後日面接により決定

お申し込み期限 9月16日(火)まで

お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 子育て支援政策係まで

☎45・3111(内線152)  
有線2080

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成26年4月から、平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付や、インターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により、早期に納めていただくように案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人のほか、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主)の財産を差し押さえることがあります。ですので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、過去2年に遡って免除や、猶予される制度がありますので、保険年金課または、大垣年金事務所(☎0584・78・5166)へお問い合わせください。